

■【トピックス】 ブラックアウト！



9月6日に発生した北海道胆振東部地震により、北海道全域でブラックアウトが発生しました。日本でブラックアウトが発生したのは、今回が初めてでした。ブラックアウトの影響は多方面におよび大きな被害を出しました。

経済的な被害は、地震そのものよりもブラックアウトによる被害の方が大きなものがありました。電力会社はブラックアウトだけは絶対に防ぐ義務があります。その点からの検証が必要です。

■【ビジネス・アイ】 事業承継税制①

社長 「最近、事業承継税制セミナーの案内が良く来るんだけど、何が変わったのか簡単に教えてくれるかな？」

花野 「はい、いいですよ。これまであった事業承継税制に加えて新たに創設されたのが今回の事業承継です。そのため10年間の時限立法になっています。」

社長 「それってどういうこと？」

花野 「これまでの事業承継税制の要件などを、特例で10年間緩和しますということですね」

社長 「どんなことが特例で緩和されるの？」

花野 「おもに4つあります。一つ目は贈与税・相続税の納税猶予の対象となる株式数が 2/3 から 100%になります。」

社長 「それはいいね。残った 1/3 の株価対策をしなくてもよくなるね」

花野 「そうですね。二つ目は、従来はひとりの先代経営者からひとり後継者への贈与・相続しか納税猶予の対象ではありませんでしたが、新しい制度では複数の株主から複数後継者への贈与・相続も対象になりました。」

社長 「それはいいね。うちの場合は息子が二人いるからどうやって会社の株式を承継しようかと悩んでいたところだったからね」

花野 「そうですね。またこれについては別途詳しく説明したいと思います。残りの2つの特例的な措置については次回お話ししたいと思いますね」

■【今月のキーワード】

事業承継税制

事業承継税制は、後継者である受贈者や相続人が経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続で取得した場合に、一定の要件のもと、その贈与又は相続に係る贈与税又は相続税の納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税又は相続税の納付が免除される制度です。平成30年度税制改正では、この事業承継税制について、10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や、納税猶予割合の引き上げ等をする特例措置が創設されました。

■【今月の1冊】

『Small Factory 4.0』

木村哲也 著

三恵社 ¥1500

I o Tと工場が結びついていなかったのですが、この本を読んで中小製造業こそI o Tを活用するべきだと確信しました。それほどインパクトのある1冊でした。

製造現場で数量データを把握するためには、現場の抵抗やコストの問題が立ちふさがります。それを一挙に解決する方法がI o Tです。数百円のセンサーを機械に取り付けることからすべては始まります。製造業の経営者が必読の1冊です。



■【編集後記】

9月に日本公認会計士協会の研究大会に参加するために四国の徳島市に行ってきました。片道5時間列車を乗り継いで行ってきました。羽田からは飛行機の便があるのですが、名古屋からは陸路だけです。久しぶりの長旅は疲れでしたね。

『経営のセカンド・オピニオン』 vol.139 （毎月1日発行）

●定価：2,400 円/年 ●発行日：2018.10.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>